

津波警報(注意報)が発令されたときの対応

- 児童、保護者の動き
- 学校、教職員の動き

1 登校前

- 強い地震(震度 4 以上)が発生し、家庭で津波の危険があると判断した場合は、登校は見合わせ、家庭で待機または避難する。
- 津波警報及び注意報が発令された場合は、登校を見合わせ、家庭で待機するか安全な場所(高台)に避難する。
- 鼻館・住吉、閉伊口、半崎地区の児童は、基本的に自宅待機させる。保護者は、危険かどうか判断する。警報(注意報)が解除されたら、保護者の責任で登校させる。
- 連絡網が届かなくても各家庭で判断して行動する。
- 教職員は、身の回りの安全を確認し出勤可能な場合は速やかに出勤する。出勤できなくても近くの学校または教育委員会に出向ける場合はそちらで対応に当たる。

2 登校中

- 家より学校に近いときは、すみやかに学校に向かう。
- 鼻館・住吉、閉伊口、半崎地区の児童は、学校か家の人と決めた避難場所の近いほうへ向かう。(家には戻らないほうがいい地区)
- 田沢、野中地区の児童で、家に近く、家に誰かがいる場合は、すみやかに家に戻る。ただし、川沿いに家がある場合は、学校か家の人と決めた避難場所の近い方に向かう。
- 家に近くても家に誰もいないときは、学校か家の人と決めた避難所の近い方に向かう。
- けがをしたり危険を感じたりしたら、近くの家の人に助けを求める。落ち着いたら、家の人と決めた避難場所か学校へ向かう。
- 出勤途中の教職員は、安全に注意した上で出勤可能な職場に向かう。
- 出勤できた教職員で安全が保たれる限り、通学路及び登校中の児童の様子を見に行く。
- 出席状況を確認し、欠席がある場合は避難場所名簿により各避難場所を見回る。

3 授業中 (児童が学校にいるとき)

〔警報が解除された場合〕

- 通常通りの授業を行う。余震があることも想定し、全校集会や学級指導を行い児童に注意を促したり、避難場所等を確認したりする。
- 集団下校及び地区担当による下校指導をする。
- 下校時、迎えに来た保護者には引き渡す。ただし、二次災害の危険がある場合は、引き渡しを行わないことがある。

〔警報発令中〕

- 学校で待機する。解除されるまで引き渡しはしない。

4 下校中

- 登校中の上記 5 つめまで同じ。
- 教職員は、揺れが治まったら移動が可能な限り児童の様子を見回る。
- 教職員は、安全が保たれる限り避難場所名簿により、各避難場所を見回る。

【補足】

「学校か家の人と決めた避難場所の近い方へ向かう」について、児童が「近い方」はどちらか判断できない場合は、「学校へ向かう」こととする。